

宮崎市椿山森林公園、椿山キャンプ場
トライアル・サウンディング実施要領

宮崎市森林水産課



1 トライアルサウンディングの目的

宮崎市では「椿山キャンプ場」を含む「椿山森林公園」一体の利活用を検討しています。

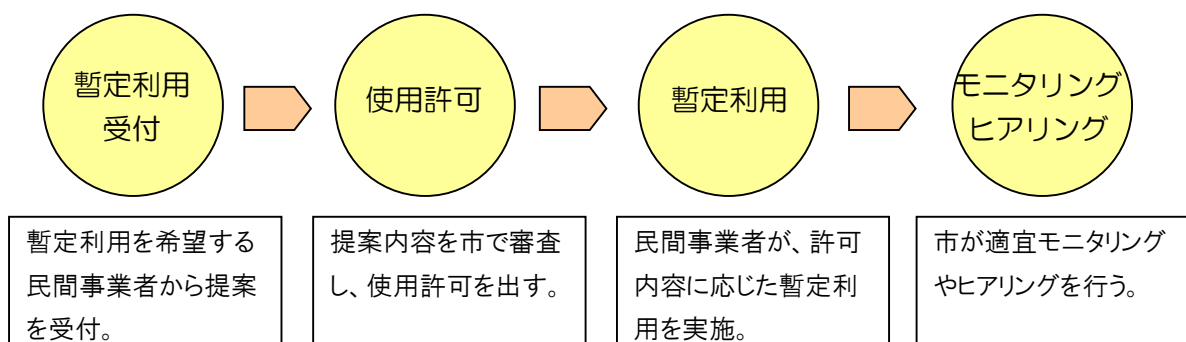
そこで、民間事業者の皆様にも、森林公園とキャンプ場とが共存する「椿山森林公園」と「椿山キャンプ場」を自由なアイデアで暫定的に利用していただき(いずれか一方の利用も可)、実際の集客性や採算性を確認していただくことで、具体的かつ実現性の高い事業展開方針を官民一体となって検討していくことを目的とし、トライアル・サウンディングを実施します。

なお、幅広い視点での提案を受け付けておりますので、暫定利用を伴わない提案も可能です。

トライアル・サウンディングとは

市が保有する公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用していただく制度です。

市は、対象施設の市場性やニーズ等を確認することができ、民間事業者は立地、使い勝手、採算性等を確認することができます。



2 期待される効果

(1) 参加事業者のメリット

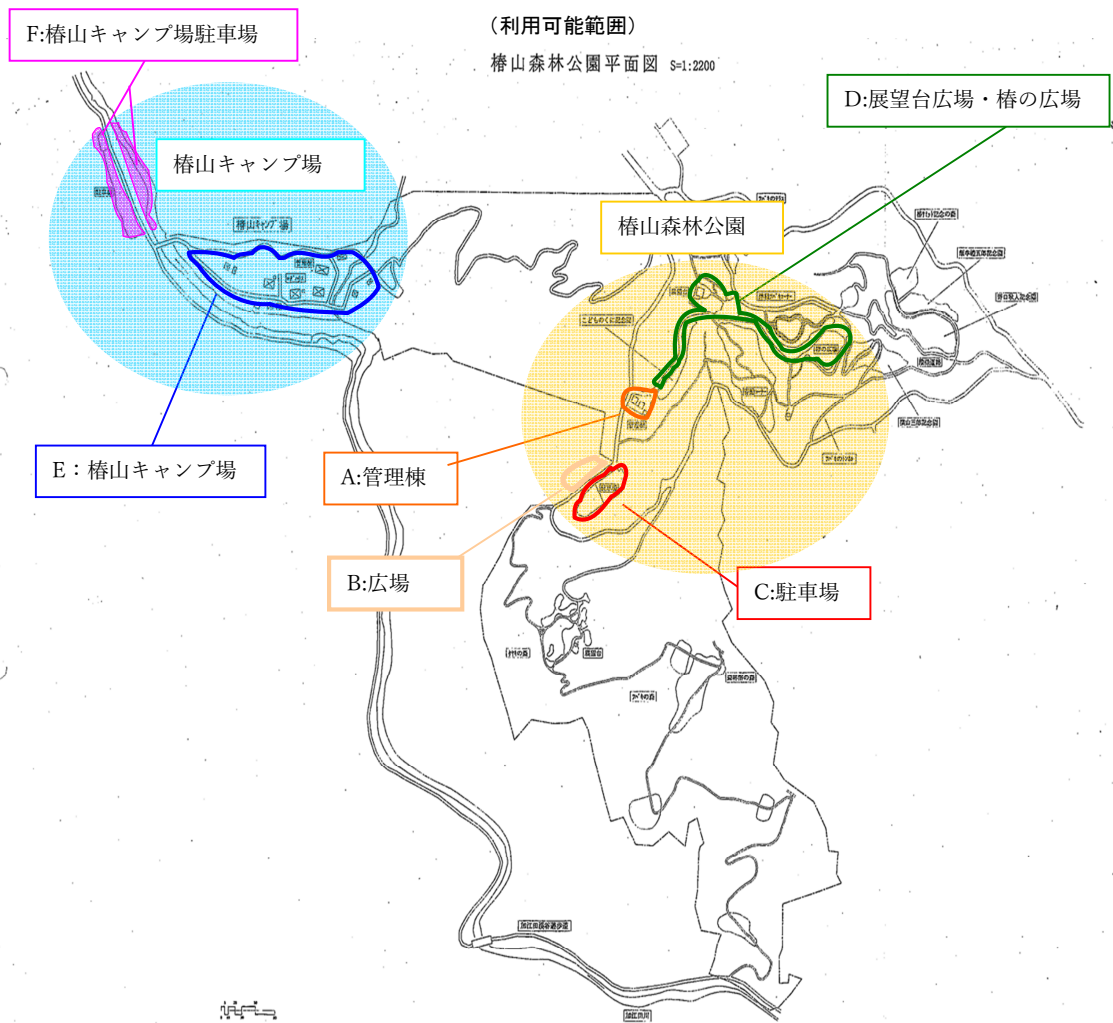
- ① 暫定利用のため、事業参画に向けた市場性を事前に把握することができます。
- ② 提案内容が、市民のニーズとマッチングしているか確認することができます。
- ③ 採算性を確認することができます。
- ④ 実際の利用に伴う要望を市に伝えることができます。

(2) 宮崎市のメリット

- ① 対象施設の市場性を把握することができます。
- ② 事業者の皆さまの自由な発想に基づく提案により、利用者にとって魅力的な空間を創出することができます。
- ③ 事業者の皆さまが求める条件や要望等を把握することができ、今後の事業展開に役立てることができます。

3 対象施設の概要

施設名称	①椿山森林公園、②椿山キャンプ場
所在地	①鏡洲4342-1、②鏡洲4330-5
公園敷地面積	約41.3ha (413,000㎡)
都市計画法等による制限	都市計画区域外
トイレ	①椿山森林公園:2箇所、②キャンプ場:2箇所(使用不可)
駐車場台数	①、②利用者駐車場各50台あり
建物概要	<p>①椿山森林公園(管理棟) 構造 :木造 建築年 :1990年(築34年) 延べ面積 :137.18㎡ 設置根拠法:宮崎市森林公園条例 施設概要: 照葉樹林と鉄肥杉の人工林が織り成す豊かな自然を活用し、市制施行60周年事業として、市民の余暇活動や森林教育に活用するために整備した。当施設は、国内で初めて「国際優秀ツバキ庭園」に認定されており、園内においては約1,000種、約48,000本の椿を観賞できる。</p> <p>②椿山キャンプ場 構造 :木造 建築年 :1991年(築33年) 閉鎖年:2017年 延べ面積 :897.29㎡ (延べ面積内訳) ・シャワールーム:34.58㎡、 ・炊飯棟:57.76㎡(3棟)、 ・便所棟:70.81㎡(2棟)、 ・管理棟:157.93㎡、 ・ログハウス:129.96㎡(3棟) 施設概要: 市民の森林利用と余暇活動を支援するため、自然豊かな加江田溪谷沿いに椿山森林公園の施設として設置した。キャンプ場は閉鎖から、9年経過しており、施設の老朽化が進んでいる。</p>
利用の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・利用期間中は椿山森林公園内管理棟、駐車場及びトイレ周辺の管理(清掃等)を行うこと。 ・椿山森林公園管理棟へは、Wi-Fi設置済み。しかし、電波状況が脆弱。 ・椿山キャンプ場は、電波状況が悪く、外部との連絡が困難。 (固定電話の設置を調整中) ・椿山森林公園は、電気、給水、排水設備は利用可能。ただし、供給されている水は、<u>飲用不可。</u> ・椿山キャンプ場は、給排水設備が使用不可。電気設備のみ利用可。 ・キャンプ場のトイレは利用不可。トイレが必要な場合は応相談



4 スケジュール

令和7年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
トライアル・サウンディング 事業者募集期間	1/9					~				9/12
暫定利用可能期間	2/3						~	9/30		
個別対話事業者募集期間 (暫定利用を伴わない提案)	1/9					~				9/19

5 トライアル・サウンディングの流れ

1	事前相談・現地調査 (希望者のみ)	市と日程調整の上随時実施。 希望者は、10応募方法(1)暫定利用希望者②事前相談等に示す書類を提出してください。
2	暫定利用受付	暫定利用を希望する民間事業者等から提案を受付。 提案時には、10応募方法(1)暫定利用希望者①提出書類に示す書類を提出してください。
3	内容審査	提案内容を市で審査します。 このトライアル・サウンディングの趣旨に合致する暫定利用の場合、実施事業として認定します。
4	使用に要する許可等	採用事業者には、事業実施に必要な使用及び減免の許可に必要な書類を提出していただきます。
5	暫定利用	許可内容に応じた暫定利用を実施。 利用期間は、市と協議の上設定します。 各種イベントが重なった場合や予約状況によっては、日時の変更をお願いする場合があります。
6	モニタリング・ヒアリング (実績報告書の提出)	暫定利用中及び終了後に実施。 10応募方法(1)暫定利用希望者⑤暫定利用実施条件に示す書類を提出してください。

6 参加要件

対象者は、主体的に事業を実施する意向のある民間事業者、NPO法人、個人事業主、その他団体、またはそれらで構成されるグループ(複数の企業・団体等の共同体をいいます)とします。グループで提案する場合は、申込時に構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

なお、次のいずれかに該当する場合は、トライアル・サウンディング及びサウンディングに参加できません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者。
- ② 申込書提出時点で、宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成8年2月7日告示第19号)及び宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成6年11月28日告示第198号)に基づく指名停止措置を受けている者。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225条)に基づく再生手続開始の申し立てをしている者。
- ④ 宮崎市税及び国税等について滞納している者。
- ⑤ 法人等にあつては役員等(個人にあつてはその者)が宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第2条第3号に規定する暴力団関係者。

- ⑥ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者。

7 提案の要件

(1) 提案内容

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

- ① 提案内容は、今後の事業展開につながるものであること。
- ② 利用する市民等の利便性、サービスが向上する利用内容であること。
- ③ 確実に実施できる利用内容であること。
- ④ 実施にあたって市の財政負担を求めるものでないこと。

※幅広い視点での提案を受け付けておりますので、暫定利用を伴わない提案も可能です。

なお、[樺山森林公園](#)は、「[国際優秀ツバキ園](#)」に認定されていることから、[入場料をとることができません。](#)

(2) 特に期待する提案内容

樺山森林公園及び樺山キャンプ場のもつ多面的機能を十分に発揮するための子どもたちの学習や体験の場であり、大人から子どもまで幅広い世代の人が立ち寄る公園やキャンプ場の利活用となるようなサービスの提案を期待しています。

- ① 森林・林業への理解促進や木育などの機運醸成に関する提案
- ② 地域の雇用拡大や、地元農産物の販売促進などの活性化につながる提案
- ③ 地域資源や四季折々の景観を利用し、大人から子どもまで楽しめる活動に関する提案
- ④ ライダーやサイクリストの利用促進につながる取組への提案

(3) 提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ① 公衆の利用を著しく制約する恐れがあるもの。
- ② 騒音や悪臭等により、森林公園及びキャンプ場の利用者、環境に著しく影響を及ぼすもの。
- ③ 森林公園及びキャンプ場を損傷し又は汚損する恐れがあるもの。
- ④ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動。
- ⑤ 森林公園及びキャンプ場の利用者間の利害の調整を図ることが困難であるもの。
- ⑥ 森林公園及びキャンプ場の秩序維持、管理及び監督に支障があるもの。
- ⑦ 森林政治的または宗教的活動。
- ⑧ その他市が本事業の目的に沿わないと判断するもの。

8 実施要件

(1) 実施期間・実施時間

実施期間：令和 7年 2月 3日(月) ～ 令和 7年 9月 30日(火)まで

利用期間：1つの提案事業につき原則30日以内とします。30日を超える長期利用の場合は、ご相談ください。市と協議の上設定するものとします。

また、利用期間の延長は提案内容や応募状況を踏まえて市と協議するものとします。

なお、応募が複数あった場合、提案者と調整のうえ、複数者でトライアルを実施することもあります。30日を超える長期利用の応募者は、新規応募者の提案を優先するため、場所等が重複する場合には譲っていただく場合もあります。

(2) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出、事業の実施に係る費用は、すべてトライアル・サウンディングにより暫定利用を提案するもの(以下、「提案者」という。)の負担とします。

事業の実施においては、森林公園及びキャンプ場の使用料は全額免除とします。

施設に設置済みの電気、給水、排水施設を使用する場合の使用料は、基本的には全額免除としますが、大量利用する場合や水栓を占有する場合は別途利用料等が発生するため、提案内容に応じて市と調整することとします。発電機等を利用する場合、提案者が用意することとし、費用も提案者の負担とします。

暫定利用に際して発生したゴミ(公園利用者に提供したサービスで発生したゴミも含む)の回収処理及びそれに係る費用は提案者の負担とします。

各種申請や保険加入等に係る費用は提案者の負担とします。

9 留意事項

(1) 提出書類の取扱い・特許権等

- ① 提出書類の著作権は、提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
- ② 提案者の提出書類については、本事業以外では無断で使用しません。
- ③ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った事業者が負うものとします。

(2) 法令の遵守

提案及び実施にあたっては、提案者の責任において関係法及び法令適合等を確認してください。

(3) 責任及びリスク分担の考え方

トライアル・サウンディングにおける責任及びリスク分担の考え方は、提案者が実施する事業については、提案者が責任を持って遂行することとします。当該事業に伴い発生するリスクについては、提案者が負うものとします。

提案者は、提案者の責めに帰すべき事由により、施設又は設備に損害を与えたときは、これを原状に回復してください。また、他人に損害を与えたときは、被害者に対し、その損害を賠償してください。

市は、提案事業の実施によって提案者に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負いません。

(4) 許可証等の携行

提案者は、市から示された条件のとおり公共施設を使用し、申請した利用内容に応じた事業を実施することができます。なお、使用期間中は、許可証を携行してください。

(5) 事業内容の変更及び中止

申請した利用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用内容の変更又は一時中止を指示する場合があります。

(6) 結果の概要等の公表

本調査の結果は、市のホームページで公表します。

参加事業者の名称や事業収支は公表しません。

(7) 実施事業の取り扱い

今後、市が椿山森林公園及び椿山キャンプ場において、事業者を公募する際、トライアル・サウンディングへの参加実績は、後の選定プロセスに影響を与えるものではありません。

(8) その他

- ① 暫定利用に当たって知りえた情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。
- ② 暫定利用の実施に当たっては、森林水産課と充分協議の上行うこととします。
- ③ 各種イベント等が重なった場合や予約状況によっては、日時や場所の変更をお願いする場合があります。
- ④ 暫定利用後は、原状復旧を行ってください。
- ⑤ 森林公園内の椿の実や苔を加工品等として売買する場合は、森林水産課と協議の上行うこととします。

10 応募方法

(1) 暫定利用希望者

① 提出書類

(ア) 申込時

- ・【様式1】 利用申込書
- ・【様式2】 誓約書

(イ) 利用決定後

- ・行政財産目的外使用申請書に必要な資料（公園及びキャンプ場暫定利用の場合）

② 事前相談等(希望者のみ)

(ア) 令和7年1月9日から提案内容や書類作成などに関する、事前相談及び現地調査を随時実施します。

【様式3】事前相談申込書または【様式4】現地調査申込書を提出してください。日程調整を行った上で実施することとします。

(イ) その他、【様式5】質問書を電子メールで受け付けます。後日、回答書を市から電子メールで送信します。回答について、他の実施事業者と共有することが望ましいと市が判断した場合は、市ホームページで公表します。

③ 提出受付期間

令和 7年 1月 9日(木)～令和 7年 9月 12日(金)

※事業内容の審査や使用に関する許可等の事務手続きに時間を要するため、事業実施予定日に余裕を持ち提出ください。

④ 提出方法

書類の提出は、持参、メールまたは郵送で受け付けます。

メール提出の場合は、以下の件名としてください。

- 暫定利用申し込み 件名:【利用申込】トライアル・サウンディング 申込者(団体名)
- 事前相談申し込み 件名:【事前相談】トライアル・サウンディング 申込者(団体名)
- 現地調査申し込み 件名:【現地調査】トライアル・サウンディング 申込者(団体名)
- 質問 件名:【質問】トライアル・サウンディング 申込者(団体名)

⑤ 暫定利用実施条件

利用期間中、市が実施するモニタリング調査に、提案者は協力することに加え、暫定利用期間終了後、提案者は利用実績をまとめた【様式6】実績報告書を利用終了後**2週間以内**に下記の「11 申込先・連絡先」に提出し、必要に応じて市のヒアリングに応じることを暫定利用の条件とします。

(2) 暫定利用は行わず、提案のみの希望者

① 個別対話実施方法等

提出書類に基づき個別対話を実施します(1団体あたり約60分を想定しています)。事業者のアイデアやノウハウを保護するため、参加者と市職員のみで個別に実施します。

日時及び場所は、申込後、市より連絡します。

会場は宮崎市役所内の会議室ですが、オンラインでの参加も可能とします。実施形態について参加申込書に対面またはオンラインの希望を記載ください。

その他対話に必要な資料がある場合は、できるだけ前日までに電子メールで提出してください。当日持参する場合は2部ご用意ください。

対話後、必要に応じて追加のヒアリング等を依頼する場合があります。

② 提出書類

(ア) 申込時

・【みやPORT】宮崎市公民連携総合窓口の入力フォームからお申込みください。

<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/business/cooperation/contact/317028.html>

(イ) 個別対話時

・任意様式 提案内容を説明できる書類を提出ください。

③ 提出受付期間

令和 7年 1月 9日(木)～令和 7年 9月 19日(金)

11 申込先・連絡先

宮崎市 農政部 森林水産課 (担当:林田)

住所:〒880-8505 宮崎市橘通東一丁目14-20 (第四庁舎5階)

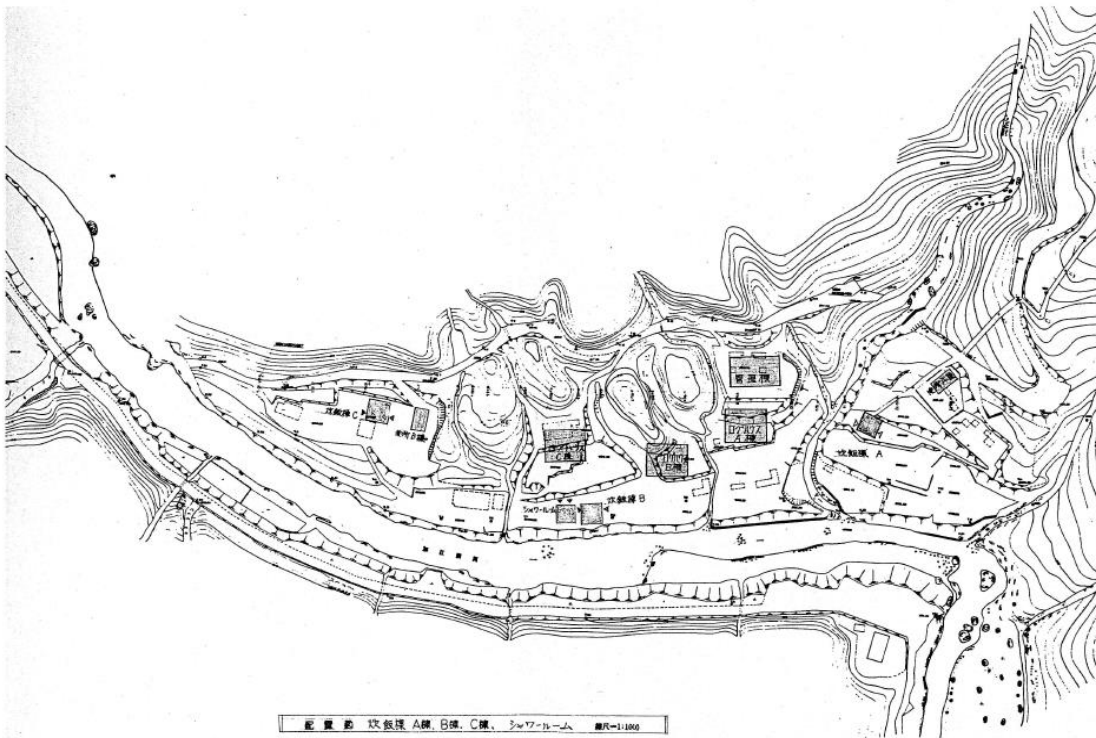
TEL:0985-21-1919 FAX:0985-31-2855

メール:15sinrin@city.miyazaki.miyazaki.jp

椿山キャンプ場

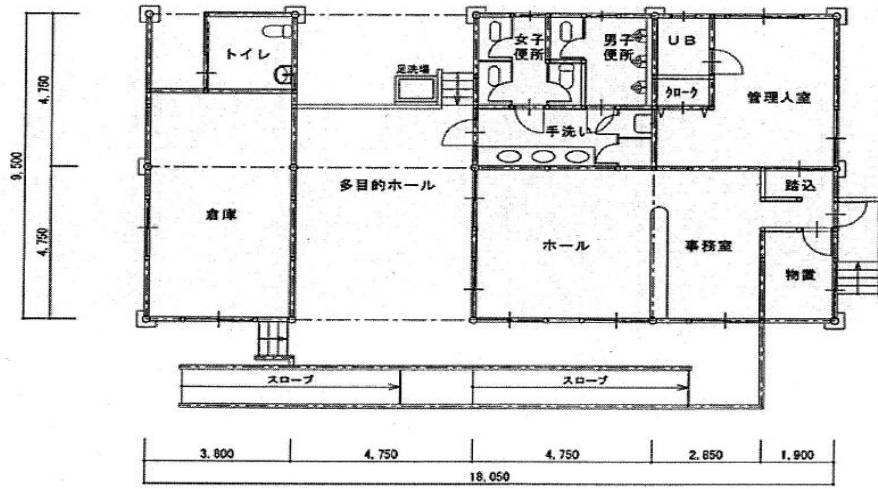


位置図



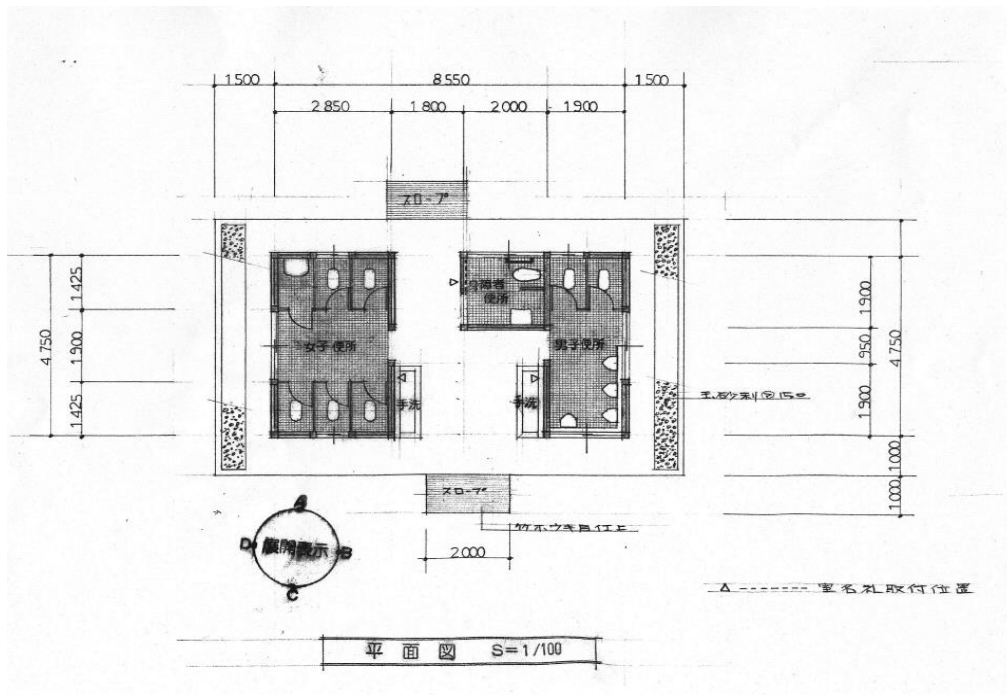
配置図

椿山キャンプ場管理棟

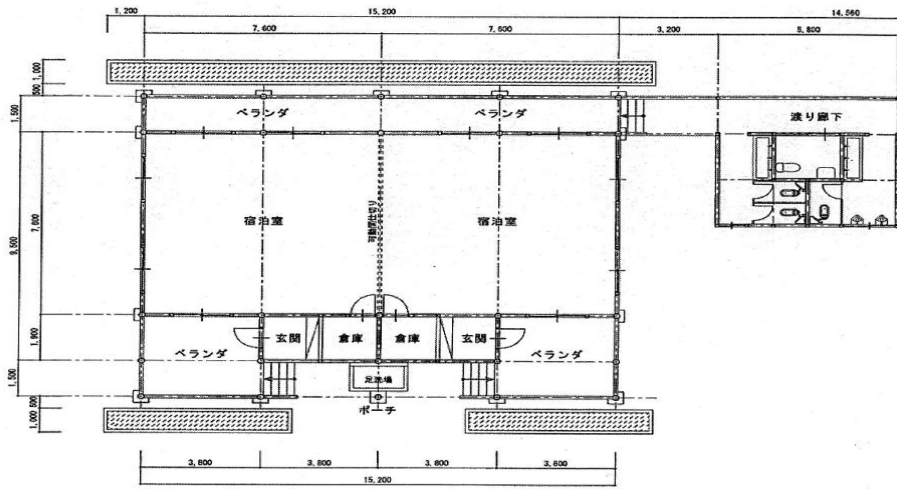


平面図

見取り図

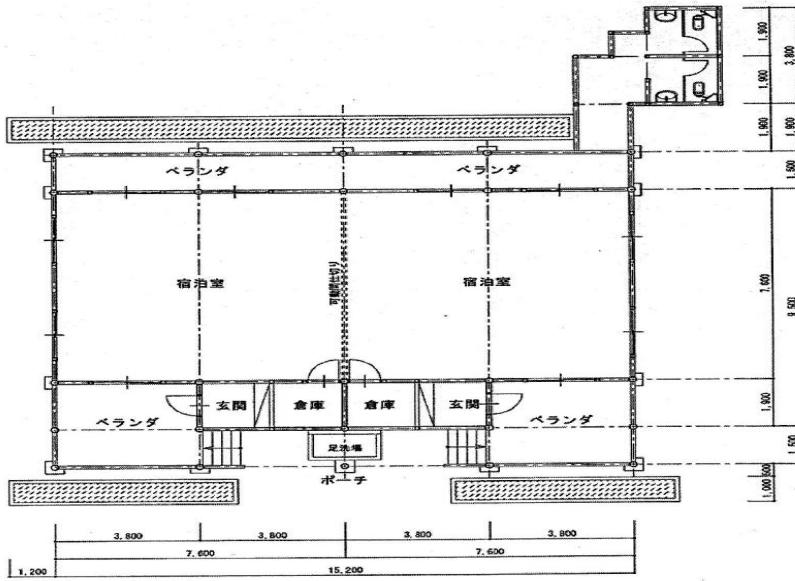


便所棟見取り図



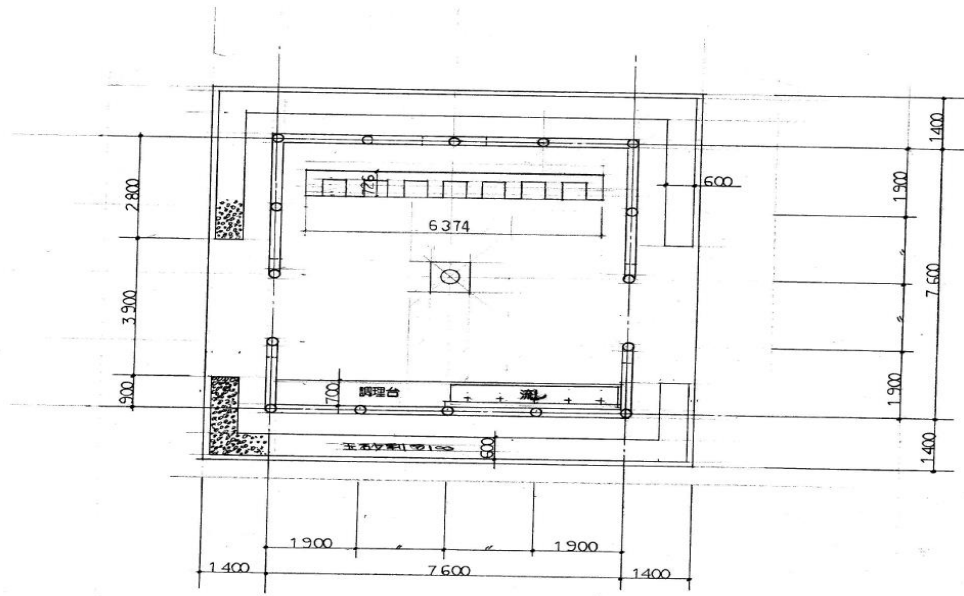
ログハウス B棟 平面図

ログハウスB棟見取り図



平面図

ログハウスC棟見取り図



平面図 S=1/100



炊飯棟見取り図